## 第62号議案

芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する 条例の制定について

芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例 を別紙のように定める。

平成24年9月4日提出

芦屋市長 山 中 健

## 提案理由

地区計画の都市計画決定に伴い,地区整備計画区域の追加等をするため,この条例を制定しようとするもの。

### 芦屋市条例第 号

芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する 条例

芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成14年芦屋市 条例第27号)の一部を次のように改正する。

### 別表第1中

1 南芦屋浜地区地区整備計画区域

(平成13年芦屋市告示第46号 決定)

(平成14年芦屋市告示第150号 変更

(平成16年芦屋市告示第91号 変更)

(平成19年芦屋市告示第107号 変更)

(平成22年芦屋市告示第108号 変更)

を

1 南芦屋浜地区地区整備計画区域

(平成13年芦屋市告示第46号 決定)

(平成14年芦屋市告示第150号 変更)

(平成16年芦屋市告示第91号 変更)

(平成19年芦屋市告示第107号 変更)

(平成22年芦屋市告示第108号 変更)

(平成24年芦屋市告示第69号 変更)

に改め、同表に次のように加える。

21 浜風町1街区地区整備計画区域 (平成24年芦屋市告示第104号 決定)

都市計画法第20条第1項の規定により告示された阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)浜風町1街区地区計画のうち,地区整備計画が定められた地域

別表第2地区計画区域内の制限 20 西芦屋町地区地区整備計画区域の表の次に次の表を加える。

21 浜風町1街区地区整備計画区域

ア 計画地区の区分 全域

1	建築してはならない		次に掲げる建築物以外の建築物
	建築物		(1) 一戸建ての住宅
			(2) 前号の建築物に附属するもの(令第130条の5で定めるものを
			除く。)
ウ	容積率の最高限度		
H	建ぺい	(ア)最高	
	率	限度	
		(イ)緩和	
オ	建築物の敷地面積の		170平方メートル
~	最低限度		
カ	建築物	(ア)距離	
/~	等の外	の最	
	壁等の	低限	
	重すら	度	
	敷地境	(イ)適用	
	界線等	除外	
	までの		
	距離		
キ	建築物	(ア)最高	10メートルかつ軒の高さ7メートル
	の高さ	限度	
	の最高	(イ)例外	階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築
	限度		物の屋上部分は,当該建築物の高さに算入し,棟飾,防火壁の屋上突
			出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入し
			ない。

# 附 則

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

### 参照

芦屋市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部改正要綱

### 1 改正の趣旨

地区計画の都市計画決定に伴い,地区整備計画区域の追加等をするため,この条例を制定しようとするもの。

### 2 改正の内容

(1) 地区整備計画の区域の追加(別表第1関係)

別表第1に阪神間都市計画(芦屋国際文化住宅都市建設計画)浜風町1街区地区計画のうち、地区整備計画が定められた地域を「浜風町1街区地区整備計画区域」として加える。

(2) 地区計画区域内の制限の追加(別表第2関係)

新たな地区計画の都市計画決定に伴い、別表第2に「浜風町1街区地区整備計画区域」の建築物に関する制限を次のように定める。

ア 次に掲げる建築物以外は建築してはならない。

- (ア) 一戸建ての住宅
- (イ) (ア)の建築物に附属するもの(自動車車庫(600平方メートルを超えるもの等)及び危険物の貯蔵又は処理に供するもの等を除く。)
- イ 建築物の敷地面積の最低限度は170平方メートルとする。
- ウ 建築物の高さの最高限度は10メートル、軒の高さの最高限度は7メートルとする。(当該建築物の階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する屋上部分を含み、棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物を含まない。)
- (3) その他規定の整理
- 3 施行期日

平成24年11月1日